

Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No.42

ホープコネクションニュースレター第42号 発行日2007年7月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所/郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話(電話相談兼用) 0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ: <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのご挨拶

今年のメルボルンは冬の訪れが例年より早く、急に寒くなったように感じます。雪が降るほどの冷え込みではないにしろ、今年初めてメルボルンの冬を経験される方の中には、オーストラリアはもっと暖かいイメージだったのにと、この寒さに驚かれた方もいらっしゃるのではないのでしょうか。悪い風邪も流行っているようですので、皆様お体には十分気をつけてお過ごしください。また、この時期に一時帰国される方は、大きな気温差で体調を崩さないようにどうぞ注意してください。

さて、夏は水の事故、冬は火の事故が起こりやすいものです。今年もヒーターの季節、家族や友人と囲むお鍋が楽しく美味しい季節を迎えました。と、同時に火傷に注意の季節でもあります。事故や怪我の時は誰しもが慌ててしまうものですが、大事に至らぬように

するには応急処置が肝心です。怪我や症状が深刻な時程、落ち着いて素早く正しく対応せねばなりません。

8月のカルチャースクールのテーマはファーストエイドです。深い切り傷などで血が止まらない時、大きな火傷を負ったり、毒虫に刺された時、転倒して骨折や捻挫をしてしまったり、なんらかの理由で倒れ、意識不明に陥ったりといった場面に当たったら、どの様に対応すれば良いのかを、専門の講師をお招きして教えていただきます。

事故によっては、最初の数分間が命取りになります。ファーストエイドの知識を得るのは「その時」になってからでは手遅れかもしれません。いつ起こるか分からない「その時」に備えて、この機会に是非学んでみてください。

住居あれこれ —フラット・家を借りる—

オーストラリアに移り住むとき、まず考えることは住居をどうするかということではないでしょうか。最近では、家屋の値上がりが激しく、賃貸料も値上がっている上に、貸し手市場となっています。以前のニュースレターでも同様の情報を扱いましたが、この機会に再度、住居の借り方についてアップデートした記事を掲載します。

1) プランをたてる

A) 予算 (引越し代、プラス2ヶ月分のレント(敷金1ヶ月分と翌月分のレント)が契約時に必要)

2007年3月現在メルボルンのフラットは平均週\$280、一軒家は平均週\$310とのこと、ただかなり郊外の家の価格も含まれているので、街の近くの家賃はこの倍から3倍以上のものも多い。

B) 住居の形態とエリア (フラットか一軒家か、どんなエリアに住みたいか)

フラットやタウンハウスの新しいものはきれいで見た目がいいが、壁が薄くて隣の音がつつぬけなこともあるので注意。ただ、家の外回りのことは管理組合(Body Corporate)がいろいろきうけてくれる場合が多いので気楽である。

一軒家は芝刈り等庭の手入れに手がかかる場合があるし、広いと家の中の掃除が意外と大変だったりもするが、近所への気兼ねはあま

りない。

ビジネスでこちらに在住の日本人家族はメルボルンの南の地域(サウス・ヤラからコーフィールド、ブライトンといったあたり)に多く住んでいる。これは日本人学校がコーフィールド、日本人土曜校がブライトンにあり、また、メルボルンでは名門の私立校がとくに東南の地域に多くあることと関連していると思われる。

留学生、ワーキングホリデー・メーカーの人たちは、車を持たず、また語学学校がシティに多いと言う理由から、シティの中や街に近いところに住んでいる人が多いようだ。人気の地域はやはり東南のサウス・ヤラやキュー、値段が安いのにシティに近いこともあり、北のブランズウィックやノースコートなどもポピュラー。

しかし、最近ではメルボルンの日本人人口が増えたこともあり、どんな地域に行っても日本人の姿をみかけるようになった感がある。また、生活必需品である日本食材専門店はメルボルンの東南に多いが、アジア食材店で殆どのが揃うので、わざわざ日本食材専門店まで出かけなくてもかえって安上がりだったりする。アジア食材店は各地域にあるが、シティのビクトリア・マーケットの近くやチャイナ・タウンの近く、QVなどに大型店がある。

C) 情報を集める

インターネットで住みたい地域の不動産屋を探して調べ、空き物

件の大体の情報を得る。

www.realestateview.com.au

www.domain.com.au

www.property.com.au

www.realestate.com.au

www.myhome.com.au

物件をみつけたけれど、場所がよくわからないときにはメルウェイ(地図、スーパーや書店などで簡単に手に入る、買っておくとメルボルン生活にたいへん便利。)やインターネットのwww.whereis.com.auで調べることができる。

2) 物件のインスペクション

A) インスペクション

条件に合った物件があったらまず不動産屋に電話して、インスペクションしたい旨を伝え、方法を尋ねる。

オーストラリアでは殆どの物件は、借りたい人が直接不動産屋でカギを借りて自分で物件をインスペクションに行く、というシステムになっている。その際には保証金(\$50 が一般的)と免許証などの顔写真の入った身分証明書が必要。

その他には平日の夕方や土曜日に不動産屋とアポイントメントをとってインスペクションさせてくれる場合や、不動産屋がオープン・フォー・インスペクションの広告を新聞などに載せて特定の日時に部屋を見せてくれる場合などもある。後者の場合、かなり沢山の人が集まるのでその場で申し込み受付を締め切ってしまうのが普通。良さそうな物件がオープン・フォー・インスペクションになったら、必ず足を運ぶこと。(インスペクションはだいたい土曜日の10:30am~1:30pmのあいだにあるので、金曜日の夜までにエージェントにコンタクトしたり、インターネットを使って情報を集めておき、翌日の行動予定を立てるとよい。)

インスペクションの際のチェック・リスト

第一印象：建物の周りや近所のように

部屋の内部

ラウンジ：ヒーターの有無、カーペットの汚れ

寝室：収納の大きさ

バス・ルーム：バスタブの有無

キッチン：水道の蛇口は水と湯が分かれていないか、シンクの数、

冷蔵庫のスペースの大きさ、調理台はガスか電気か

ランドリー：洗濯機用の蛇口、またはコイン・ランドリーの有無

ホット・ウォーターシステム：ガスか電気か、大きさは十分か

ヒーター：ガスか電気か

その他：広さ、きれいさ、明るさ、騒音、ガレージの有無、セキュリティ等

フラットの場合、時間があつたら他の住人の様子も伺ってみるといい。しばらく待っていて他の部屋から出てきたら住み心地を聞くのもよい方法。

インスペクション後、不動産屋にカギを返し保証金を返してもらおう。

B) 申し込み

気に入った場合にはその場ですぐアプリケーション・フォームに記入し、申し込む。(必ずしもその物件に入居できるわけではないので、まあまあ気に入ったら申し込んでおくこと、返事がくるまでに2

~3日かかるので、もし他にも入居できるところが出てくれば気に入ったほうを選べばよい。2007年6月現在、不動産は貸し手市場なので、気に入った物件を借りるのは非常に難しいと言われている)

アプリケーション・フォームの記入の際に、オーストラリアで初めて家を借りる場合には免許証又はパスポート、名刺または社員証や銀行の残高証明等があるとよい。学生の場合には学校から在学証明書を発行してもらおう。またreferenceも必要となるので、あらかじめこちらに在住の知人、友人、職場の上司の了解を得ておき、連絡先の住所や電話番号を控えておくこと。以前に家を借りたことのある場合には、その際の不動産屋の連絡先などが必要となる。

3) 新居へ移る準備

不動産屋にてリース(契約書)にサインし、一月分の家賃を現金またはバンク・チェックで、ボンド(敷金、通常一月分)をバンク・チェックで支払う。契約をすませたら、不動産屋から以下の物を受け取る。

* 「Renting a Home」: ヴィクトリア州発行の借家人のための案内書。借家人の権利と義務の詳細や、トラブルが起きた時の対応などが書いてあるので、必読のもの。

* 契約書のコピーと、ボンド(敷金)と一月分の家賃のレシート

* コンディション・レポート

* 鍵

* 不動産の連絡先及び、修理の必要な時にはどこに連絡すればいいのかの詳細(エレクトリシヤンやプラマーの電話番号)。

A) ガス・電気・電話をコネクトする。

エリアによって会社が異なるが、契約時に不動産屋が連絡先をくれる。フラットの場合、水道料金はレントに含まれていることが殆どなので、その場合別個に支払う必要はない。

B) 引っ越し業者を決める

引っ越し業者はイエロー・ページのFurniture Removals & Storageの欄に載っているのので、いくつかの会社に問い合わせで見積もりをとってもらったほうがいい。英語が苦手なら、メルボルンには日本の運送会社もある。

4) 引っ越し

A) 別の場所へ引っ越し時には28日以上前に不動産屋に手紙を送る。この通知が遅れた場合、知らせた日から28日分のレントを支払わなくてはならない。

B) ガス・電気・電話の各会社に引っ越し先を告げる。

C) 引っ越し・掃除が全て終わった後でカーペット・クリーニングを頼む。早めに予約するとよい。(イエロー・ページ又はローカル・ペーパー参照の事)

D) 不動産屋にカギを返す。担当者がインスペクションを行なった後、ボンドがチェックで返金される。(1~2週間かかる)

5) 入居したら

入居後出来るだけ早く、プレ・コンディション・レポートのチェック。これは入居前の部屋のコンディションを不動産屋がチェックしたもの。指定の期日までに確認して返送すること。ここで見落としがあると出るときに弁償金代を保証金から差し引かれるので充分注意する。(例:カーペットの大きなシミが見落とされていたので、引っ越すときにその分のクリーニング代を引かれてしまった)

ヴィクトリア機会均等・人権委員会

(Victorian Equal Opportunity & Human Rights Commission :VEOHR)

はじめに

人権は人種、性、国籍、その他の個人的属性に関係なく普遍のもので、それは 1948 年国連で採択された世界人権宣言の中でも以下のように高らかに謳われています。

「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」(第二条、一項より)

ヴィクトリア州では 2006 年 7 月、州議会で人権憲章 Charter of Human Rights and Responsibilities Act が承認されました。憲章前文には、

ヴィクトリア州に住む人々を代表して州議会は、すべての人は生まれながらにして自由であり、尊厳と権利において、平等であることを認め、この憲章を定める。憲章は以下の原理に基づいている。

- ・ 法の支配、尊厳、平等、自由を尊重した民主的で非排他的な社会において、人権というものは必須のものである。
- ・ 人権は分け隔てなく誰もが所有しており、ヴィクトリア州に暮らす人々の多様性は、われわれのコミュニティーを向上させるものである。
- ・ 人権は責任を伴うものであり、他者の人権を尊重する範囲で行使されねばならない。

と表現されています。この憲章に則って、自治体を含む公的オーソリティー、政治家、公務員、裁判所などは仕事をしなければなりません。

一般の社会生活では、不当な差別や嫌がらせ、いじめなどがあります。これらは複雑な社会関係の中で起こり、表に出にくいこともしばしばです。実際差別とはどのように定義されるのか知っておくことで、差別を受けた場合は、それを公の場に持って行って差別を止めさせることが大切です。これは、同じようなことを自分も他の人も今後受けたくないという差別防止につながり、安全で生きやすい社会作り contributes します。

6 月 18 日、VEOHR 主催でワークショップが行われ、ホープコネクションの代表が出席してきました。ここでは VEOHR の役割、一般市民が差別などにあったときどのように相談できるのかなど具体例を学んできました。

ヴィクトリア機会均等・人権委員会 (VEOHR) は何をしますか？

VEOHR は、新しい法律ができたとき、上の憲章がどう機能するか政府に報告する役割を負っています。また人権の大切さを広く宣伝するために、いろいろなコミュニティー団体と一緒に活動したり、公的な各種政策や実践が憲章に沿っているかなどをチェックしたりします。

ことに一般市民にとって直接関係することとして VEOHR が提供す

る相談サービスがあります。これは、差別、セクシャル・ハラスメント、人種や宗教に対する嫌がらせなどを受けた場合、その苦情を VEOHR が受け、双方が和解できるように援助することです。従って裁判所とは大きく異なり、訴訟や敵対するものどちらかが正しいかなどを判定したり、賠償などを行う機関ではありません。

相談内容については、秘密が守られ、公平に扱われます。また相談は無料、必要があれば、通訳も無料で頼めます。苦情申し立ての手続きは、VEOHR が申し立てが妥当と判断すると、60 日ほどかけて調査を行います。そして、VEOHR が和解を提起し、双方出席の元に和解手続きが行われます。しかし、調査中に問題が解決してしまう場合もあるし、申し立て者が申し立て自体を却下したり、調査後、VEOHR の方で申し立てを却下する場合があります。こうした手続きによって、うまく和解が成立する場合と、物別れになる場合が出てきますが、後者の場合、法律に基づいた判断をする Victorian Civil & Administrative Tribunal (VCAT) に回すこともできます。

どんな問題を相談できるの？

では、VEOHR にどんな問題を相談できるのでしょうか。大きく区分けすると差別、セクシャル・ハラスメント、ハラスメント、いじめ、嫌がらせ、迫害のような問題を扱います。つまり、これらは不当、違法な行為とみなされます。ではどのような場で受けた不当行為を相談できるのでしょうか。これは、雇用、モノやサービスが提供される場所、教育、スポーツ、クラブ、宿泊施設等、いわゆる公の場で起こる行為がすべて含まれます。家庭内暴力などは対象とされませんので、その場合は、Women's Domestic Violence Resources Crisis Help Melbourne (9373 0123) などに相談します。

VEOHR が扱う相談の 75%は、雇用に関するものです。性、年齢、人種、宗教などで、給与、昇進差別を受けたり、職場で同僚からいじめにあたり、上司からセクシャル・ハラスメントを受けたりなど様々な問題が考えられます。ここで注意しなければならないのは、本人が「不当差別」と思ってもそうとはいえない場合も起きてきます。保健と安全基準から見て職種によっては、一定の身体的特徴が好まれる場合も出てくるからです。たとえば、フライト・アテンダント募集に際し一定以上の身長を条件としてあげることなどは、頭上の荷物入れの開閉など支障なく行う上でも必要と認められます。

職場で考えられるセクシャル・ハラスメントには、身体に触る、しつこく誘う、不快な冗談を言う、性的なポスターやカレンダーを貼るなど直接、間接に職場の人々に不快感を与える行為があげられます。

しかし、差別自体があからさまな形で出ないものもあります。たとえば、定例ミーティングを 4 時から 6 時に設定するなどがその典型といえます。子どもを保育園などに預けている親にとってはきわめて迷惑な時間帯となります。こうした場合も「間接的差別」と言え、改善を要求して当然な事例です。

職場で不快な思いをして、それを口に出したら、解雇されるのではないかと、あるいは更にいじめを受けるのではないかと我慢したり

泣き寝入りしても問題は解決しません。まず VEOHRC のような公的機関に相談してアドバイスを受けましょう。

VEOHRC についての情報は

住所： 3/380 Lonsdale St. Melbourne, Vic. 3000

アドバイスライン： (03) 9281 7100

電話： (03) 9281 7111

Eメール： complaints@eoc.vic.gov.au

Web： www.eoc.vic.gov.au

ホープコネクションからのお知らせ

ホープコネクション カルチャースクール 『ファースト・エイドを学びましょう』

もしもあなたの目の前で人が倒れたら。もしもあなたの家族が家の中で大きなけがをしてしまったら……。こんな事はないに越した事はありませんし、たびたびある事でもありません。でも、もしかの時とっさの時に、どうしたらいいかを知っていれば、かけがえのない大きな人助けができるかもしれません。今回のカルチャースクールは、日本でファーストエイドの資格を取得されている岩本幸子さんにお越しいただいて、日本語でご指導頂きます。人工呼吸などの実習も予定していますので、動きやすい服装でご参加下さい。

日時： 2007年8月18日(土) 午前10時30分～午後0時30分

場所： Ross House

247 Flinders Lane Melbourne 3000

(Swanston St. と Elizabeth St. の間です。Flinders Station から徒歩2分。)

費用： 一人5ドル (コーヒー・紅茶、資料付)

お申し込み・お問い合わせ： 0408-574-824 日本語電話相談 (月～金曜日 10時～15時) まで

または、E-mail： hopec@optushome.com.au まで

チャイルド・ケアご希望の方、こんなことが聞きたいとのご希望などありましたら、お申し込みの際にお知らせください。会場・資料準備のため事前の申し込みをお願いいたします。当日の午後9時以降、0408-574-824 にて当日参加の受付もいたしますが、資料がお渡しできない場合がありますことをあらかじめご了承下さい。

ホープコネクション日本語電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中での困りごとのある方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグ란トリソースセンター (移民のための窓口となる公共団体) をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。(相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります。)

電話番号： 0408-574-824

受付時間： 月～金曜日 午前10時～午後3時まで

Public Holiday には、電話相談は休止させていただきます。あしからずご了承下さい。

Special Thanks to – 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカー出版、Education Logistics、JCV、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michal Morris、洋子マーフィー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良譲、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美、村越庸子、Jennie Rice、City of Stonnington、City of Port Phillip、Kiyomi Campbell、ZZZ、日豪プレス、Maria Palmares、嘉志摩江身子、2006日豪交流年、新保道滄、Leigh Trinh (敬称略・順不同)